

天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱

令和5年6月22日
告示第75号

(目的)

第1条 この要綱は、天塩町空き家等の適正管理に関する条例（平成28年条例第37号）の目的を達成するため、町内の空き家の解体撤去に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、天塩町補助金等交付規則（平成20年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない一戸建ての専用住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 工作物等 空き家に附属する簡易な物置や車庫、門、塀、立木その他土地に定着しているものをいう。
- (3) 解体撤去 全部を解体して撤去し、整地することをいう。
- (4) 町内施工業者 町内に事業所がある建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業の同法第3条第1項の許可を受けた者、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に所有者として記録されている者
- (2) 前号の所有者が死亡している場合にあつては、相続人
- (3) 前2号の所有者及び相続人（以下「所有者等」という。）とその世帯員に、町税及び町に納付すべき公共料金等（以下「町税等」という。）に滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団員の構成員でない者
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に属していない者

2 この補助金は、同一空き家、同一人につき1回限り交付を受けることができる。

(補助対象空き家)

第4条 補助金交付の対象となる空き家は、補助申請時に現存する次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 個人が所有し、所有権以外の権利設定がされていないこと。
- (2) 所有者等が複数の場合は、全員の同意が得られていること。ただし、所在不明などのやむを得ない事情により全員の同意が得られない場合はこの限りでは

なく、紛争等が生じたときは、所有者等が責任をもって解決することを確約できるものであること。

(3) 公共事業の補償対象となっていないこと。

(4) 火災、風水害、地震等による保険金給付の対象になっていないこと。

(補助対象費用)

第5条 補助金交付の対象となるのは、町内施工業者に依頼する空き家とその敷地内にある全ての工作物等の解体撤去に要する費用とする。ただし、併用住宅にあっては、居住用部分の解体撤去に要する経費とし、その算出方法は、居住用部分の床面積を居住用部分の床面積と非居住用部分の床面積の合計で除して得た割合に全体の解体撤去に要した費用の額を乗じて算出するものとする。

2 前項の費用に、工作物等以外の家具、家財等の物品の処分に要する費用は含めることができない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる費用の2分の1とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の補助金の額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に空き家解体撤去費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の登記事項証明書、又は固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し

(2) 空き家の位置図

(3) 空き家及び工作物等の解体撤去前の現況写真

(4) 空き家の解体撤去を依頼する町内施工業者からの見積書

(5) 空き家の所有者等が複数の場合は、共有者同意書(別記様式第2号)

(6) 空き家の所在及び所有に関する事項及び町税等の滞納の調査することについての同意書(別記様式第3号)

(7) 空き家の所有者等と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体撤去に係る同意書(別記様式第4号)

(8) 所有者等に係る世帯員全員の住民票

(9) 町内施工業者が要件を満たしていることを確認できる書類の写し。ただし、天塩町建設工事一般競争入札又は指名競争入札参加者の審査基準に関する告示(令和4年告示第113号)により資格審査書類を提出している町内施工業者は、これを省略することができる。

(10) その他町長が必要と認めるもの。

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び補助要件に適合しているかを審査し、空き家解体撤去費補助金交付決定通知書(別記様式第5号)又は空き家解体撤去費補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第9条 申請者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、空き家解体撤去費補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第7号)を町長に提出し、承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、空き家解体撤去費補助金変更(中止)承認通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、空き家の解体撤去が完了したときは、空き家解体撤去費補助金完了報告書(別記様式第9号)に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の解体撤去に要した費用の領収書の写し

(2) 空き家の解体撤去後の写真

(3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、空き家解体撤去費補助金確定通知書(別記様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第12条 前条の通知を受けた申請者は、空き家解体撤去費補助金請求書(別記様式第11号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金返還等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(立入検査)

第14条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付を受けた者及び施工業者に対して報告をさせ、又は職員が現地調査等の立入を行い、帳簿・書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に事情聴取をさせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定のあったものについては、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

3 第13条及び第14条の規定については、この要綱が失効後もなおその効力を有する。

空き家解体撤去費補助金交付申請書

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住所
 ふりがな
 氏名 (印)
 (電話)

天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

空き家等所在地	天塩町			
空き家等所有者	住所：			
	氏名：			
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造
床面積	m ² （併用住宅の場合うち居住用部分			m ² ）
工事予定期間	【着手】	令和	年	月 日
	【完了】	令和	年	月 日
施工業者	所在地：天塩町			
	名称：			
解体撤去費	円			
補助金申請額	, 0 0 0 円（解体撤去費の1/2[千円未満切捨]、上限50万円）			
備考				

※ 解体撤去費は、町内に事業所を有する業者に依頼する空き家とその敷地内にある簡易な物置や車庫、門、塀、立木その他土地に定着している全てのものの解体撤去に要する費用で、家具・家財等の物品の処分に要する経費は含めることができない。

※ 併用住宅の解体撤去費は、居住用部分の解体撤去に要する経費とし、算出方法は、居住用部分の床面積を居住用部分の床面積と非居住用部分の床面積の合計で除して得た割合に全体の解体撤去に要した費用の額を乗じて算出する。

(裏面)

【必要添付書類】

- ① 空き家の登記事項証明書、又は固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
- ② 空き家の位置図
- ③ 空き家及び工作物等の解体撤去前の現況写真
- ④ 空き家の解体撤去を依頼する町内施工業者からの見積書
- ⑤ 空き家の所有者等が複数の場合は、全員の同意書（別記様式第2号）
- ⑥ 空き家の所在及び所有に関する事項及び町税等の滞納を調査することについての同意書（別記様式第3号）
- ⑦ 空き家の所有者等と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体撤去に係る同意書（別記様式第4号）
- ⑧ 所有者等に係る世帯員全員の住民票
- ⑨ 施工業者が要件を満たしていることを確認できる書類の写し。ただし、天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第7条第10号の規定により、次の施工業者は添付不要です。

(五十音順)

- ・株式会社阿部組 (天塩町字オヌブナイ3471-1)
 - ・株式会社石山組 (天塩町新栄通4丁目1143-2)
 - ・鹿児島建設株式会社 (天塩町新開通10丁目2404-1)
 - ・菊地建設株式会社 (天塩町字川口5690-5)
 - ・株式会社新星 (天塩町字サラキシ7241-11)
 - ・株式会社瀬越組 (天塩町字更岸1126-21)
 - ・有限会社相互開発 (天塩町字オヌブナイ383-2)
 - ・株式会社メイク (天塩町字川口5692-6)
 - ・有限会社横溝重機産業 (天塩町字オヌブナイ3761-2)
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

共有者同意書

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住所
.....
氏名 ⑩
.....

物件の表示

- (1) 所在地 天塩町
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 床面積 m²（併用住宅の場合、うち居住用部分 m²）

上記物件の所有権がある者全員が、申請者が天塩町空き家解体撤去費補助金の交付を受けて解体撤去することに同意しています。また、紛争等が生じたときは、責任をもって解決することを確約します。

所有権がある者

住 所	氏 名
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩

注：所有権を有する者全員の同意が必要です。

誓約書兼同意書

天塩町空き家解体撤去費補助金の交付を受けることができる要件を理解した上で申請し、申請書及び添付書類に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約します。

また、補助金交付申請で必要となる、空き家の所在及び所有に関する事項の調査及び町税等の滞納の調査について、天塩町が行うことに同意します。

令和 年 月 日

天塩町長 様

住 所

氏 名.....(印)

氏 名.....(印)

氏 名.....(印)

氏 名.....(印)

氏 名.....(印)

貸地者同意書

私が所有する下記土地に存在する空き家及び工作物等の解体撤去について、当該土地に係る固定資産税の影響を理解したうえで同意します。

記

土地の表示

所 在	地 目	面積 (㎡)
	宅 地	
	宅 地	

令和 年 月 日

天塩町長 様

住 所

氏 名.....

空き家解体撤去費補助金交付決定通知書

天塩町指令第 号
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり補助金の交付を決定しましたので、天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 解体撤去する空き家

(1) 所在地 天塩町

(2) 用途

(3) 構造

(4) 床面積 m^2 （併用住宅の場合、うち居住用部分 m^2 ）

(5) 所有者 住所
氏名

2 工事予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 施工業者名

4 解体撤去費 円

5 補助金交付決定額 金 , 0 0 0 円

【注意事項】

1 次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定が取消しとなる場合があります。

- ① 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- ③ 町長が相当と認める事由があったとき。

2 補助事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

3 補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出ること。

別記様式第6号（第8条関係）

空き家解体撤去費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、不交付と決定しましたので、天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

【教示】

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第7号（第9条第1項関係）

空き家解体撤去費補助金交付変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日

天 塩 町 長 様

申 請 者
住 所
氏 名
電 話 ()

令和 年 月 日付け天塩町指令第 号で補助金の交付決定を受けた空き家及び工作物等の解体撤去について、その内容を変更（中止）したいので、天塩町空き家解体撤去費補助金要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更（中止）の理由

別記様式第8号(第9条第2項関係)

空き家解体撤去費補助金変更(中止)承認通知書

(天塩町指令第 号)
令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付で申請のありました空き家及び工作物等の解体撤去の変更(中止)につきましては、天塩町空き家解体撤去費補助金補助金交付要綱第9条第2項の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

記

(承認の内容等)

空き家解体撤去費補助金完了報告書

令和 年 月 日

天塩町長 様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)

令和 年 月 日天塩町指令第 号で補助金の交付の決定を受けた空き家の解体撤去について完了したので、天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 解体撤去した空き家
 - (1) 所在地 天塩町
 - (2) 用途 専用住宅
 - (3) 構造 木造
 - (4) 床面積 m^2 (併用住宅の場合、うち居住用部分 m^2)
 - (5) 所有者 住所
氏名
- 2 着手年月日 令和 年 月 日
- 3 完了年月日 令和 年 月 日
- 4 施工業者名
- 5 解体撤去費 金 円
- 6 補助金交付決定額 金 , 0 0 0 円

【添付書類】

- 1 空き家の解体撤去に要した費用の領収書の写し
- 2 空き家の解体撤去後の写真
- 3 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- 4 その他町長が必要と認めるもの

天塩町空き家解体撤去費補助金確定通知書

令和 年 月 日

様

天塩町長

令和 年 月 日付で提出のあった空き家解体撤去費補助金完了報告書に基づき検査を行った結果、天塩町空き家解体撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

【注意事項】

- 1 額の確定を受けた補助金の交付を受けようとする者は、速やかに空き家解体撤去費補助金請求書（別記様式第11号）を提出すること。

空き家解体撤去費補助金請求書

天塩町長 様

令和 年 月 日

住所
氏名 (電話) (印)

令和 年 月 日付けで補助金額の確定通知を受けた空き家解体撤去費補助金について、次のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 , 0 0 0 円

振 込 先	金融機関名			
	本・支店			
	預金種目	(普通 ・ 当座)	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

【添付書類】

- 1 振込誤りを防止するため、上記事項が確認できる預金通帳等の写しを添付してください。